

樹木等保守管理業務委託仕様書

(契約の目的)

第1条 この仕様書は、春日部市立第4保育所外5保育所の樹木等保守管理業務委託（以下「業務」という。）に関し、春日部市（以下「発注者」という。）と業務受託者（以下「受注者」という。）との必要な事項を定めるものである。

(履行場所)

第2条 履行場所は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 春日部市備後西1丁目13番1号 | 春日部市立第4保育所 |
| (2) 春日部市藤塚428番地1 | 春日部市立第5保育所 |
| (3) 春日部市牛島1276番地 | 春日部市立第6保育所 |
| (4) 春日部市栄町3丁目166番地 | 春日部市立第7保育所 |
| (5) 春日部市上蛭田82番地1 | 春日部市立第8保育所 |
| (6) 春日部市東中野1152番地 | 春日部市立庄和第2保育所 |

(履行期間)

第3条 履行期間は、契約確定日から令和9年3月5日までとする。

(業務履行時間)

第4条 業務履行時間は、次のとおりとする。

午前9時30分から午後3時30分までの間

(基本的留意事項)

第5条 病虫害の防除作業は、殺虫剤等の薬剤使用による人体への健康影響や自然環境への負荷を低減するため、「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針（平成20年1月28日改正）」を遵守し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 病虫害やこれらによる被害発生を見た場合は、被害を受けた部分を剪定等により除去する。また、剪定枝はチップ化して堆肥化・被覆剤として利用する。又は適正に焼却処分するなど、二次的な環境汚染を起こさないよう配慮する。
- (2) やむを得ず農薬散布を行う場合は、より環境リスクの低いものを選択するとともに、その散布量、散布範囲等は必要最小限とし、特に、次の事項を遵守する。

ア 使用する薬剤は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた農薬とする。なお、環境庁が平成10年5月に定めた「内分泌攪乱化学物

質問題への環境庁の対応方針について「環境ホルモン戦略 S P E E D' 9 8」（平成12年11月改訂）で「優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群」としてリストアップされた物質を含む農薬は、科学物質のリスク管理のために、当面使用しない。

イ 農薬の容器・包装等に記載された適用病害虫、希釈倍率、防除時期など定められた散布方法を遵守する。

ウ 作業者は保護メガネやマスク等の防護具を着用する。

エ 施設の使用者、利用者及び周辺住民等に薬剤散布による健康影響を及ぼさないよう、防除対象とする病害虫、使用する農薬の名称・種類、散布日時など安全確保上必要な情報を事前に周知するとともに、農薬散布時及び散布後の立入制限の立札設置など、十分な安全確保対策を講じる。

（業務内容）

第6条 業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 年間の防除作業遂行予定を発注者受注者協議して計画し、受注者は予定表として発注者に提出する。また、受注者は作業予定日の2週間前までに実施日時を発注者に通知すること。
- (2) 樹木の剪定を年1回（11月の平日）行うこと。剪定樹木、本数等は保育所別樹木一覧及び植栽配置図のとおりとする。
- (3) 薬剤散布を年2回（7月及び9月頃の土曜日）行うこと。
- (4) 伐採内訳に記載された樹木の伐採を行うこと。
- (5) 第6保育所園庭および第7保育所園庭の除草作業を年2回（7月及び10月の運動会の前）行うこと。除草箇所については、除草箇所案内図のとおりとする。
- (6) 第6保育所園庭では芝刈り機等を、第7保育所園庭では肩掛け式の刈払機等を用いた除草を行うこと。
- (7) 剪定中、除草作業中、農薬散布時及び散布後は立入制限の立札を設置し、十分な安全確保をすること。
- (8) 業務で発生した剪定枝等の処分を行うこと。処分先については、原則豊野環境衛生センター（春日部市豊野町三丁目6番地）とし、搬入方法は豊野環境衛生センターの規定に従うこと。上記施設で処理できない剪定枝等については、春日部市が事前に協議をした一般廃棄物処理施設へ当該施設が指定する方法により搬入するものとする。

(9) 苦情の際は随時薬剤散布及び剪定を行うこと。

(10) 受注者は苦情対応の有無および対応内容について記載した報告書を発注者に提出すること。

(報告書の提出)

第7条 受注者は業務を実施したときは、速やかに実施報告書を発注者に提出すること。

(支払方法)

第8条 支払い方法は、業務終了後一括払いとする。

(協議)

第9条 この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とで協議して定める。